

# デジタル保護法制の比較（対象4か国）

		インドネシア	タイ	ベトナム	インド
個人情報	有無	△：包括的な個人情報保護法（PDPL）案審議中 但し、電子情報および電子取引に関する法律、政府規則（ <b>通信情報省規制16年20号</b> ）、 <b>OJK規則13年1号</b> ）等、個別法規則において規定あり	○：個人情報保護法（PDPA、2019年）※細則は審議中	△：包括的な個人情報保護法はなし但し、 <b>サイバーセキュリティ法</b> （2018年）、 <b>サイバー情報保護法</b> （2015年）等、個別法規則において規定あり	△：包括的な個人情報保護法案（PDPB）審議中 但し、 <b>情報技術法</b> （2000年）、 <b>アーダール法</b> （2016年）等、個別法において規定あり
	国内保管義務	<b>改正令19年71号</b> ：政府規則12年82号が緩和。公的電子システムオペレータは国内保管義務あり	—	<b>サイバーセキュリティ法</b> ：インターネットサービス事業者等の個人情報を大量に扱う事業者に対し国内保管を義務（詳細は政令で規定される見込み）	（PDPB）センシティブ個人データ、クリティカル個人データの国内保管義務（電子商取引政策案）ユーザー情報の国内保管義務
	越境規制	<b>通信情報省規制20号</b> ：移転に際し通信情報省の承認を得るとの規定あり（PDPL案）同国以上の個人情報保護レベルを持つ国への移転であれば認めるなど厳しい越境規制あり	<b>PDPA</b> ：第三国が個人情報保護のための十分な基準を満たす⇒本人の同意なしに移転可能 第三国が十分な基準を満たしていない⇒通知の上、本人の同意があれば移転可能		（PDPB）個人情報は本人の同意を得て国外移転。クリティカル個人データは原則越境禁止
非個人情報・産業データ	有無	○： <b>改正令71号</b> や <b>OJK規則1号</b> などにより、一部のデータ、特定の業種に対する規定あり	△： <b>サイバーセキュリティ法</b> （2019年）、 <b>コンピュータ犯罪法</b> （2017年）により、一部のデータ、特定の業種に対する規定あり	△： <b>サイバーセキュリティ法</b> （2018年） （データの対象範囲は政令で規定される見込み）	○： <b>RBI通達</b> （2018）では決済データの国内保存が規定される。（PDPB）1部条項に非個人情報保護についても記載
	国内保管義務	<b>改正令71号</b> ：政府規則82号が緩和。公的電子システムオペレータは国内保管義務あり <b>OJK規則1号</b> ：金融機関は取引データの国内保管を義務化	—	<b>サイバーセキュリティ法</b> ：サービス利用者の関連データ、利用者により作成されたデータ、は公安省から求められたユーザーのログデータについて国内保存義務あり	<b>RBI通達</b> ：決済データの国内保存義務
	越境規制	—	—	—	<b>RBI通達</b> ：国外で処理することは可能だが、処理後24時間以内にインド国内に保存し、国外データの削除が必要
	その他	—	<b>サイバーセキュリティ法</b> ：重要情報インフラに認定された組織に対し、セキュリティ上の緊急事態に、立入り、情報・システムの提供を命じることが可能	<b>サイバーセキュリティ法</b> ：ベトナムに支店または駐在員事務所を開設する。	（PDPB）政府は非個人データ、匿名化個人データの提供を命じることが可能
ソースコード開示要求		×（改正前の政府規則82号ではソースコードの提出義務あり）	×	×	×

（注）個人情報の有無 ○：法令、規則が存在。△：一部の業種、特定データを対象に存在。カッコ内の法律は審議中の法案。

非個人情報・産業データ ○：特定のデータ、一部の業種で法令、規則が存在。△：特定のデータ、業種について政府介入の可能性がある場合

# デジタル関連国際枠組みの比較（対象4か国）

		インドネシア	タイ	ベトナム	インド
多国間	WTO	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電子商取引有志国：○</li> <li>◆ 大阪トラック参加：×</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電子商取引有志国：○</li> <li>◆ 大阪トラック参加：○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電子商取引有志国：×</li> <li>◆ 大阪トラック参加：×</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電子商取引有志国：×</li> <li>◆ 大阪トラック参加：×</li> </ul>
	APEC	◆ 越境プライバシールール（CBPR）既定の情報保護ガイドラインを遵守：○			
	RCEP	◆ 交渉参加国は、電子商取引章を含むRCEP協定の2020年の署名に向けて取り組んでいる			
	CPTPP			◆ 電子商取引章（第14章）では①情報移転の越境自由の確保、②サーバー等関連設備の自国内設置要求の禁止、③ソースコードの開示・移転要求の禁止（いわゆる「TPP3原則」）を規定。ただし、ベトナムは各国との交換公文に基づき5年の猶予期間を与えられている	
	ASEAN	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ デジタルデータガバナンス枠組み（2018年）ではデータエコシステムの強化、明確で不透明性のないデータフローの円滑化などを図る</li> <li>◆ 個人情報保護枠組み（2016年）では各国法令に基づき当該原則の促進・実施にあたって協力を行う</li> <li>◆ 電子商取引協定（2018年）では情報の越境移転に対する障壁の最小化と越境取引の推進や地域発展の方向性を共有。他方、電子的転送に対する関税やソースコード開示要求の禁止は含まない</li> </ul>			
	その他	◆ 個人データの越境移転に関わるEUとの十分性認定：×			
2国間	対日本	◆ 日ASEANイノベーション連携ではASEANにおける電子商取引の国際展開を日本が支援			◆ 日印デジタル・パートナーシップ（2018年）ではサイバーセキュリティを含む6分野で協力
	その他	なし			